(目的)

第1条 徳島県における孤独・孤立対策の推進及び市町村域における孤独・孤立状態にある方の支援体制を整備するため、とくしま孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム(以下「プラットフォーム」という。)を設置する。

(活動内容)

- 第2条 プラットフォームは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる活動 を行う。
 - (1) 孤独・孤立対策を分野横断的に推進するための複合的・広域的な連携強化に 関する活動
 - (2) 孤独・孤立対策に関する先進的な取組み等の情報共有のほか、孤独・孤立に 関する啓発活動
 - (3) 孤独・孤立対策に関連するセミナーや情報交換会等による人材育成
 - (4) その他プラットフォームの目的を達成するために必要な活動

(プラットフォームへの参画)

- 第3条 プラットフォームへの参画は、参画を希望する団体等から徳島県に対して 別途定める方法により、申込みを行うものとする。徳島県は、申込内容について 次の各号に掲げる事項等を確認し、参画が適切であると認める場合に、会員とし てプラットフォームへの参画を認める。
 - (1) 孤独・孤立対策に関連する事業を現に行っている、又は、今後行おうとして いる団体等であること
 - (2) 孤独・孤立問題に関心を有する団体等であること
 - (3) 暴力団等反社会的勢力と関係がないこと

(プラットフォームからの退会・除名)

- 第4条 会員は、退会届を事務局に提出して、任意に退会することができる。また、 会員が次の各号のいずれかに該当する場合、職権により、除名することができる。
 - (1) 1年以上、連絡が取れない場合
 - (2) 本要綱に違反又はプラットフォームの信用を著しく害した場合
 - (3)会員が解散又は営業を停止した場合
 - (4) 暴力団等反社会的勢力であること、又は反社会的勢力との関係があることが 判明した場合
 - (5) その他、プラットフォームの運営にあたり重大な支障が生じると認められた 場合

(守秘義務)

第5条 会員は、プラットフォームの目的以外に正当な理由がなく、知り得た情報 を他人に漏らしてはならない。また、プラットフォームを退会した後も、同様と する。

(会費)

第6条 プラットフォームに係る入会費及び年会費は無償とする。

(事務局)

第7条 プラットフォームの事務を処理させるため、徳島県保健福祉部地域共生推 進課に事務局を置く。 (その他)

第8条 本要綱に定めがあるもののほか、プラットフォームの運営等に関し必要な 事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和5年2月20日から施行する。

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。